

権利擁護センターぱあとなあ愛媛 法人後見実施にかかる細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第4条に沿って法人後見・法人未成年後見に係る事業（以下、「本事業」という。）を運営するにあたって準拠すべき体制、業務内容、およびその他必要となる諸手続きに関する具体的な事項を定めることを目的とする。

(受任決定)

第2条 ぱあとなあ運営委員会、子ども家庭支援委員会運営委員会（以下、「各運営委員会」という。）において受任の可否を検討し、その結果が可と判断された場合には、速やかに理事会に付議する。

2 前項により理事会において審議し、その承認に基づいて会長が最終決定する。

(協力会員)

第3条 協力会員は、運営委員会がそれぞれの事業に参加している会員の中から推薦し、会長が任命する。

2 協力会員は、各運営委員会の方針に基づき後見業務を行う。

3 原則として複数の協力会員を任命し、主担当者を定める。

4 協力会員は、書面を以て会長に辞任を申し出ることができ、会長が辞任を正当と判断した場合は了承し通知する。

5 会長は、不適切な事務執行のあった場合は、内部監査委員からの報告に基づき協力会員を解任することができる。

6 協力会員の辞任もしくは解任により、協力会員が欠けた事件に対して、会長は速やかに後任者を任命する。

(委嘱書の発行)

第4条 前条の任命にあたって、会長は下記の項目を記載した委嘱状（様式1）を発行する。業務の円滑な遂行のため協力会員は委嘱状を携行し必要に応じ関係機関等に提示する。

- ・ 委嘱の内容（利用者氏名、事務内容）
- ・ 委嘱される者（協力会員）の会員番号、氏名、生年月日、住所、連絡方法
- ・ 委嘱者名（会長名）
- ・ 委嘱日
- ・ 委嘱期間（委嘱日より5年毎更新）

(事務執行体制)

第5条 本事業の運営が適確かつ円滑に行われることを目的として、運営規程第4条に定める実施機関における事務分掌及び権限を別表1に定める。

- 2 理事会、各運営委員会、協力会員は、法人後見・法人未成年後見業務の的確かつ円滑な運営のために相互に連携する。
- 3 本会事務局は、関係機関からの連絡、文書等を収受した場合には、その内容に応じ、各運営委員会、協力会員等へ速やかに連絡する。

(財産管理体制)

第6条 本会事務局及び協力会員は利用者の財産管理を行う。また、効率的かつ安全に管理するために次のとおり定める。

- (1) 利用者が複数の金融機関の口座を保有している場合は、主たる口座を定めて収支をひとつの口座で管理できるよう必要な手続きを行うよう努める。(要：本人同意)
- (2) 定期的な収入や支払は、現金によるものではなく、原則自動引落等とする。また、随時の収入や支出についても同様に、現金の受け渡し前後には、すみやかに・口座での出入金を行い、手元での現金の保管は行わない。
- (3) 協力会員は日常的な金銭管理のため、5万円以内の普通口座の通帳と小口現金を管理する。
- (4) 協力会員は出入金があった場合には、領収証等の根拠資料を添付した上で後見活動経費精算書(様式3)に記録し、報告書に添付する。
- (5) 通帳届出印、5万円を超える部分の現金、預金及び有価証券等は本会事務局におく耐火金庫(以下、「金庫」という。)にて適切に保管する。
- (6) 新規預金口座の開設が必要となった場合には、金融機関と調整のうえ、手続きを行う。

(監査体制)

第7条 本事業の内部監査を目的として、ぱあとなあ運営委員会による内部監査を年1回実施する。

- 2 ぱあとなあ運営委員会は、随時の外部監査を実施することができる。外部監査員は、法律、医療・保健・福祉関係者、学識経験者、県民を代表する者等の中から会長が任命する。

(報酬)

第8条 運営規程第17条により、利用者の資産、または成年後見利用支援事業等から受領した法人後見報酬は、本会の収入とする。

- 2 協力会員への報酬の分与について、支弁基準を別表2に定める。また、支弁基準は、社会情勢等によって、各運営委員会の承認を得たうえで変更できるものとする。
- 3 協力会員への報酬は、個人名の銀行口座への振り込みとし、所得税の源泉徴収のうえ支払う。

(経費)

第9条 協力会員の業務中に発生する経費について、次のとおり定める。

- 2 以下の項目を活動経費とする。

- (1) 移動に要した経費（旅費交通費、駐車場代、自家用車の場合には1キロメートルあたり37円換算）
 - (2) 手続き等のための諸経費、手数料、郵送切手代等の実費
 - (3) 業務上使用した自己の携帯電話、固定電話、インターネット接続料等の通信費
- 3 上記、第2項の各項目を活動経費として、利用者の資産から精算することができる。また、これを協力会員が一旦立替払いし、1か月ごとに精算することができる。その場合には、活動経費精算書（様式4）に領収証等の根拠資料を添付の上記録し、利用者の資産から精算したのち、第6条（3）に定める出入金記録簿に記録する。

（改廃）

第10条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。